

岩手県広域防災拠点配置計画

平成26年3月

岩手県

目次

第1章 本県の広域防災拠点の配置方針	1
1 広域防災拠点配置計画策定の背景及び目的	1
2 広域防災拠点の配置に当たっての基本方針	1
3 想定する災害	2
4 広域防災拠点の運用方針	2
5 広域防災拠点に備えるべき機能の考え方	3
6 広域防災拠点の配置に関する考え方	5
第2章 広域防災拠点の配置箇所及び機能	6
1 岩手県広域防災拠点活用可能施設調査の実施	6
2 広域防災拠点の配置箇所等	7
(1) 配置箇所の選定	7
(2) 広域防災拠点の配置箇所	16
(3) 広域防災拠点を構成する施設	19
(4) 広域防災拠点と市町村防災拠点施設等との連携	19
3 広域防災拠点の機能	20
第3章 広域防災拠点の運用等	25
1 広域防災拠点の運用基準	25
(1) 広域防災拠点の平時及び災害時の活用	25
(2) 広域防災拠点の開設及び廃止基準	25
(3) 県災害対策本部との連携	26
(4) 広域防災拠点の事務局の構成員	26
2 国・他県・市町村との連携体制	27
(1) 広域防災拠点と国との連携	27
(2) 広域防災拠点と他県との連携	27
(3) 広域防災拠点と県内市町村との連携	27
3 広域防災拠点の連携イメージ及び災害対応イメージ	27
4 必要な設備等の整備	34
(1) 基本的な考え方	34
(2) 「平常時における物資・資機材の備蓄機能」の整備	34
(3) 「情報収集伝達機能」の整備	34
5 運用開始までのスケジュール	35
(1) 運用マニュアルの作成	35
(2) 必要となる設備等の整備	35

第4章 中長期的な課題への取組の方向性	37
1 広域防災拠点の情報収集伝達機能の整備方策	37
2 集中配置型の広域防災拠点整備の方向性	37
3 広域防災拠点構成施設等の見直し	37

第1章 本県の広域防災拠点の配置方針

本章では、平成23年度に実施した東日本大震災津波災害対応検証を踏まえ、津波等の大規模災害に対応可能な広域防災拠点整備を推進するために策定した「岩手県広域防災拠点整備構想」（以下「整備構想」という。）に基づき、広域防災拠点配置計画策定の背景及び目的、配置に当たっての基本方針等について改めて整理する。

1 広域防災拠点配置計画策定の背景及び目的

- 平成23年3月11日14時46分頃に発生したマグニチュード9.0の大地震とこれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震は、本県に未曾有の人的・物的被害をもたらした。
- この東日本大震災津波における県の災害対応を検証した「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」（平成24年2月・岩手県）では、県の物資集積拠点が未設定であったこと、物資の備蓄や物資供給等の支援体制が不十分であったこと等の問題点が明らかとなり、改善の方向性として、物資の受入れ・集配、備蓄機能を有する県の広域防災拠点等の整備を図る必要性を挙げている。
- また、沿岸被災地の後方支援を行った遠野市と県との連携が不十分であったことから、広域防災拠点の枠組みの中で、遠野市のような後方支援拠点を位置付ける必要性も指摘している。
- このことから、平成24年度に外部有識者・関係機関職員で構成される「広域防災拠点整備構想委員会」（以下「整備構想委員会」という。）を設置し、大規模災害時に被災地支援を迅速かつ効率的に行うことが可能な広域防災拠点の整備の方向性等の議論を行うとともに、パブリック・コメントや市町村・防災関係機関からの意見等を踏まえ、平成25年2月12日に整備構想を策定した。
- この整備構想の具体化に向けて、広域防災拠点の配置箇所及び確保する機能、運用及び連携体制等を明記した「岩手県広域防災拠点配置計画」を策定するものである。

2 広域防災拠点の配置に当たっての基本方針

- 整備構想委員会では、広域防災拠点の機能配置については、全ての機能を1箇所（施設・敷地）に集中して配置する「集中配置型」と、個々の機能を一定エリア内の複数箇所（施設・敷地）に分散させ連携（ネットワーク化）して配置する「分散連携型」に大別し、検討を行った。
- 整備構想では、早期に必要な防災体制を確立する必要性や必要最小限のコストでの実現可能性を考慮し、「分散連携型」を選択することとし、県施設（所有地）のみならず、国、市町村及び民間施設（所有地）の活用も視野に、機能配置の検討を行うこととした。
- このことから、本県の広域防災拠点の配置に当たっては、国、県、市町村及び民間の既存施設（所有地）の活用を前提とした「分散連携型」とした。

- なお、整備構想において、本県の広域防災拠点は、表 1-1 に掲げる二つのタイプの広域防災拠点から構成され、災害時に相互に連携し、一体として防災拠点機能を有するものと定義している。

表 1-1 広域防災拠点のタイプ

タイプ	内容
広域支援拠点 (タイプ A)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する“人”“物”“情報”に関する機能を有する防災拠点。 ○ 県内 1 箇所に設置。
後方支援拠点 (タイプ B)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する“人”“物”“情報”に関する機能を有する防災拠点。 ○ 県内複数箇所に設置。

3 想定する災害

- 本県における広域防災拠点は、県内で発生が懸念される大規模災害に対応することを基本としており、想定する災害は、整備構想において、県地域防災計画で広域に被害が及ぶと考えられている地震、津波、火山などの大規模災害とした（表 1-2）。

表 1-2 想定する災害

区分	想定する災害
地震災害	(内陸直下型地震) <ul style="list-style-type: none"> ○ 北上低地西縁断層群北部地震及び北上低地西縁断層群南部地震 (海溝型地震) <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震 ○ 1968 年十勝沖地震をもとにした地震 ○ 岩手県沿岸部の空白域を考慮した地震
津波災害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年東北地方太平洋沖地震における津波 ○ 想定宮城県沖連動地震津波等
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の 3 火山

- なお、東日本大震災津波では、他の都道府県や県外市町村から沿岸被災市町村に対して多くの人的・物的な支援が行われたことも踏まえ、本県の広域防災拠点については、隣接県等で発生する大規模災害への対応も想定している。

4 広域防災拠点の運用方針

- 整備構想において、本県の広域防災拠点は、想定する地震、津波、火山などの大規模災害に対応する応急活動拠点として、発災時には、県災害対策本部のオペレーションの下で、広域支援拠点と後方支援拠点が連携して、被災地への後方支援活動を行うものとしている。

- 広域支援拠点は、県内で発生する全ての災害に対応する機能が集約された「全県拠点」としての役割を担う拠点であり、想定する災害ごとに、直接あるいは後方支援拠点と連携した被災地支援を行うものである。
- 後方支援拠点は、支援部隊（警察、消防、自衛隊、インフラ・公共土木施設等の復旧活動部隊）が集結するなど、被災地支援の「前進基地」としての役割を担う拠点であり、想定する災害ごとに、広域支援拠点や港湾施設等と連携した被災地支援を行うものである。
- また、広域防災拠点には、県災害対策本部や他の広域防災拠点との間の連絡調整を密にし、災害時における円滑な拠点運営を行うことができるよう、県が主体となって、支援部隊の代表者、施設管理者、市町村の職員等で構成する「事務局」を配置し、迅速かつ効率的な被災地支援を行うこととしている。

5 広域防災拠点に備えるべき機能の考え方

- 広域防災拠点は、人の移動、物流、情報の伝達の結節的な役割を担う場所であることから、整備構想では、本県の広域防災拠点に備えるべき機能は、「人」、「物」、「情報」という三つの観点から、次のとおり整理した（表1-3）。

表 1-3 本県の広域防災拠点に備えるべき機能

備えるべき機能	主な機能の内容	広域支援拠点 (タイプA)	後方支援拠点 (タイプB)
① 支援部隊のベースキャンプ・現地活動調整機能（前進基地機能）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援部隊（警察、消防、自衛隊、インフラ（電力、通信、水道）・公共土木施設等の復旧活動部隊等）の集結・宿泊機能 ○ 支援部隊の関係機関間における調整・情報共有機能 ○ 県災害対策本部との連絡、調整機能 ○ 国内外のNPO・ボランティア等への情報提供機能 	-	○
② 支援部隊の現場活動支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現場活動の支援部隊の要員交替・宿泊機能 ○ 現場活動の支援部隊への資機材等の補給機能 	○ (要員交代等)	○ (補給機能)
③ 災害医療活動支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の一時滞在、被災地への派遣等の機能 ○ 医療資機材・設備の確保・提供機能 ○ 負傷者の受入れ、トリアージの実施、応急処置等の機能 	○	△
④ 広域医療搬送拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入れ・後方支援拠点への派遣等の機能 ○ 広域医療搬送拠点に設置する臨時医療施設（SCU）機能 ○ 傷病者の県内外の病院への搬送機能 	○	△
① 平常時における物資・資機材の備蓄機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食品、生活用品等の備蓄機能 ○ 救援、避難者支援等に必要な資材・設備の備蓄機能 ○ 支援物資の一時保管機能 	○	○
② 支援物資の受入・分配機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援物資の搬入、荷捌き機能 ○ 支援物資の被災地への配分機能 ○ 支援物資の一時保管機能 	○	△
③ ヘリコプター基地・展開機能 情報伝達収集機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヘリコプターの整備、燃料補給機能 ○ ヘリコプターの被災地への展開機能 ○ 現地情報、後方支援情報等の収集、災対本部への伝達（広域支援拠点） ○ 現場情報の収集、災対本部等への伝達（後方支援拠点） 	○ (基地機能)	○ (展開機能)

※ ○：機能付与、△：サブ的に付与、－：付与しない

6 広域防災拠点の配置に関する考え方

➤ 整備構想において示した広域防災拠点の配置地域は、表 1-4 のとおりである。

表 1-4 広域防災拠点の配置地域

広域支援拠点（タイプA）の配置地域	後方支援拠点（タイプB）の配置地域
県央部を中心とした地域に配置	県南部、県北部にそれぞれ2箇所程度配置
<p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国等の行政機関や公共機関が集積し、かつ花巻空港やアピオ等、広域支援拠点として必要な機能を配置できる施設が存在しており、県災害対策本部との連携が可能。 ○ 高速道路 I C や空港等の交通結節点に近接する等、多様な交通手段が確保されており、後方支援拠点等との円滑な連携を行うことが可能。 	<p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広い県土を有する本県において、広域支援拠点と連携の上、内陸部と沿岸部の被災地支援を効率的に行うことが可能。 ○ 内陸部の大規模災害等で広域支援拠点の機能の一部が喪失した場合であっても、複数の後方支援拠点が連携することで、効果的なバックアップ機能を果たすことが可能。

➤ また、整備構想において示した広域防災拠点の配置地域に求められる要件は、表 1-5 のとおりである。

表 1-5 広域防災拠点の配置地域に求められる要件

	広域支援拠点（タイプA）	後方支援拠点（タイプB）
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ① 広い県土を有する本県において、各地で発生が想定される大規模災害に対応できるよう配置する。 ② 広域防災拠点ごとに備えるべき機能を考慮し配置する。 ③ 広域防災拠点の災害に対する安全性（耐震性・耐浪性等）の確保を考慮し配置する。 	
配置地域に求められる要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害想定において震度6弱以上の地震や津波による浸水が発生する確率が高い地域でないこと。 イ 必要な施設が整備されており（空港、大規模催事場等）、かつ災害時において継続的な利用が可能なこと。 ウ 災害時の通信手段、電気・水等の確保が容易であること。 エ 県内外からの交通アクセスが良く（東北自動車道の結節点、空港等の周辺等）、かつ、代替輸送路が確保できること。 オ 国・県等の行政機関や電力・通信等の公共機関が多く集積していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害想定において震度6弱以上の地震や津波による浸水が発生する確率が高い地域でないこと。 イ 必要な施設や場所が整備されており、かつ、災害時において継続的な利用が可能なこと。 ウ 支援部隊等の移動や補給物資の円滑な搬送に必要な交通網が確保されており、かつ、交通網の防災性が確保できること。 エ 広域支援拠点との連携が容易な立地にあること。 オ 県北及び県南の地域における沿岸部と内陸部の中間のエリアであること。 カ 後方支援拠点の運営に関し市町村の支援・協力が得られること。

第2章 広域防災拠点の配置箇所及び機能

本章では、広域防災拠点活用可能施設調査の結果を基に、広域防災拠点の具体的な配置箇所及び構成施設の選定を行うとともに、構成施設ごとに付与する基本的な機能について定めることとする。

1 岩手県広域防災拠点活用可能施設調査の実施

- 本県の広域防災拠点は、既存施設を活用した分散連携型の機能配置を前提としていることから、具体的な配置の検討に資するため、県内にある既存施設（国、県、市町村、民間が有する施設及び空地）を対象に、「岩手県広域防災拠点活用可能施設調査」（以下「活用可能施設調査」という。）を実施した（表2-1）。

表2-1 活用可能施設調査の概要

調査対象施設	76施設（県央部29、県南部20、沿岸部11、県北部16）
調査の概要	調査対象施設の状況及び当該調査対象施設の立地地域の状況に関する調査項目（立地優位性、交通利便性、災害危険性、防災拠点機能性）について、現地調査及び資料調査並びに当該調査対象施設の設置者又は管理者に対する聞き取りを行うもの（調査結果は、施設カルテとして整理）
実施方法	民間のコンサルタントへ委託し実施

- なお、調査対象施設は、市町村等を対象に調査対象となり得る施設を照会（岩手県広域防災拠点活用可能施設調査の対象施設等の状況について（平成25年5月9日付け総防第277号）し、この回答結果をベースとしながら、第1回岩手県広域防災拠点整備アドバイザー会議（平成25年5月29日開催）における意見を基に、表2-2に掲げる視点から評価の上、選定した。

表2-2 活用可能施設調査の調査対象施設選定に当たっての評価の視点

機能	評価の視点
人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該施設に、支援部隊等のベースキャンプとして利用できる相当程度のスペースがあるか。 ○ 当該施設に、支援部隊等の車両を駐車できる相当程度のスペースがあるか。 ○ 当該施設に、支援部隊等が現地活動調整を行うことができる屋内スペースがあるか。
物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該施設に、物資・資機材を備蓄できる相当程度のスペースを確保できるか（又は、備蓄倉庫を設置できるスペースがあるか）。 ○ 当該施設に、支援物資の搬入、荷捌きができる相当程度のスペースがあるか。 ○ 当該施設に、ヘリポートとして利用できる相当程度のスペースがあるか。
情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該施設は、携帯電話の通信エリア内に含まれているか。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該施設に、その他広域防災拠点の機能に必要な相当程度のスペースや設備等があるか。

2 広域防災拠点の配置箇所等

(1) 配置箇所の選定

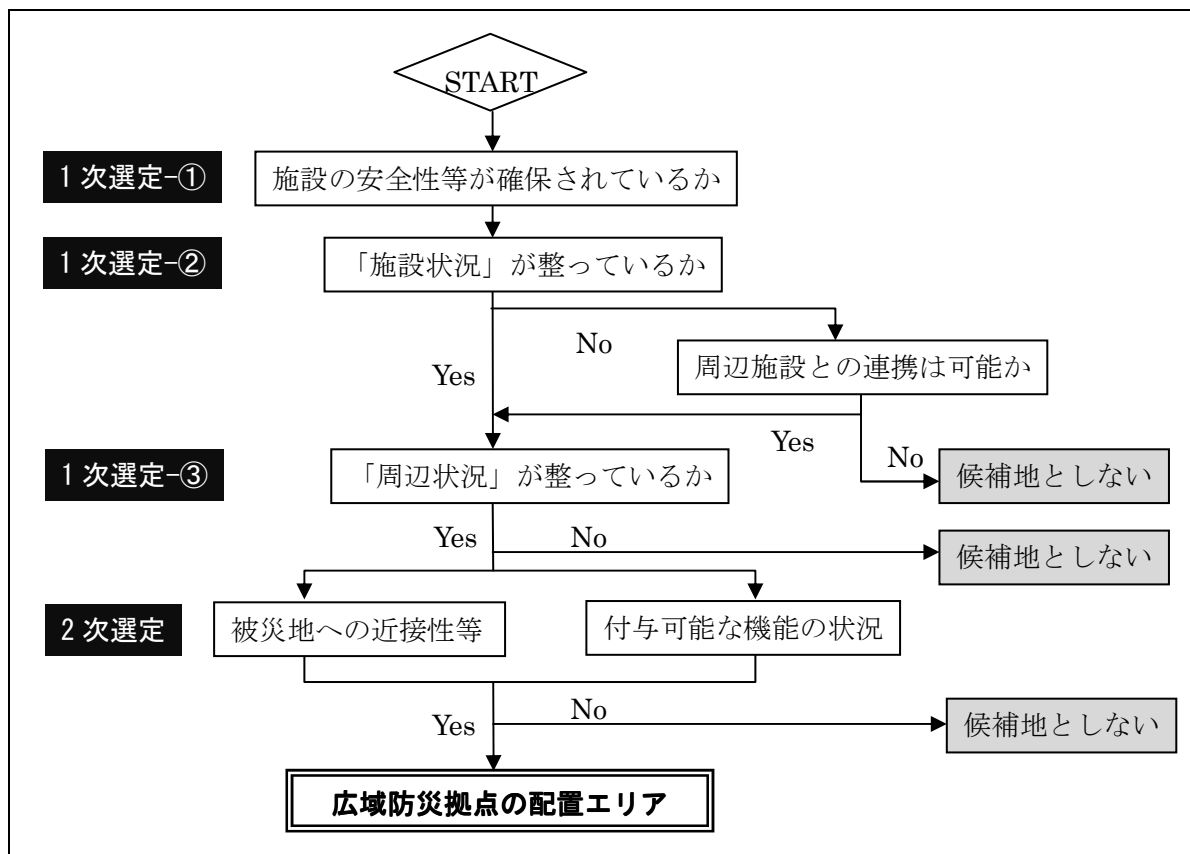
- 広域支援拠点（タイプA）及び後方支援拠点（タイプB）は、整備構想に基づき、タイプごとに示した広域防災拠点の配置地域（表1-4・P5）にあり、かつ各タイプの配置地域に求められる要件（表1-5・P5）を満たす地域（エリア）に配置するものとする。
- このため、配置箇所の選定は、活用可能施設調査を実施した76施設について、あらかじめ以下の考え方に基づきエリアごとに分けた上で、最初に1次選定として、施設に係る安全性等の確保や必要な設備等の整備状況、さらに施設が立地する周辺状況を考慮し、候補施設及びエリアの絞り込みを行い（1次選定-①から③の順に実施）、次に2次選定として、1次選定で残った施設及びエリアについて、広域防災拠点の配置地域に求められる要件（表1-5）に基づき、被災地への近接性や付与可能な機能の状況等を考慮した上で、最終的に配置エリアを抽出するという流れで行った。

[エリア設定の考え方]

- エリア設定は、市町村単位を基本とするが、一市町村内の施設数が少なく、かつ隣接市町村の施設までの移動時間が概ね30分程度であって施設間の連携が図りやすいと考えられる場合には、当該施設も含めて1エリアとする。
- なお、同一市町村内でも施設間の移動時間が概ね30分以上であって、施設間の連携が図りにくいと考えられる場合には、別エリアとする。

- 上記の選定方法の流れは、図2-1のとおりである。

図2-1 配置箇所の選定方法の流れ



➤ 1次選定及び2次選定の具体的な内容は、表2-3のとおりである。

表2-3 1次選定及び2次選定の具体的な内容

	内 容	配置要件（表1-4）
1次選定①	<p>○ 施設の安全性等を考慮し、次のア～ウのいずれかに該当する施設は除外。</p> <p>ア 火山災害、洪水・津波の被害想定区域内に立地する施設</p> <p>イ 地震時に震度6弱以上の地域に立地し、かつ耐震設計がなされていない、もしくは1981年以前に整備された施設</p> <p>ウ 市町村地域防災計画において施設全体が避難所に指定されている施設</p>	<p>□ 広域支援拠点及び後方支援拠点の配置要件のア（震度6弱以上の地震や津波による浸水が発生する確率が高い地域でない）</p>
1次選定②	<p>○ 1次選定-①で残った施設について、広域防災拠点機能を付与するために必要な施設の整備状況（宿営可能スペース、駐車スペース、新規施設設置可能スペース、ヘリポートなどの有無）や非常時の施設運営機能の状況（通信関連機器、電源設備などの有無）などの「施設状況の要件」を評価（なお、機能を満たすスペース（ベースキャンプ等）の面積は考慮しない）。</p> <p>○ また、施設単体で上記の要件を満たしていない場合、当該施設の周辺にある他施設との連携が可能かどうか検討し、エリアとしてのまとまりも考慮の上、候補施設及びエリアを選定。</p>	<p>□ 広域支援拠点の配置要件のイ（必要な施設が整備され、かつ災害時において継続的な利用が可能）及びウ（通信手段、電気・水道等の確保が容易）</p> <p>□ 後方支援拠点の配置要件のイ（必要な施設や場所が整備され、かつ災害時において継続的な利用が可能）</p>
1次選定③	<p>○ 1次選定-②で残った施設及びエリアについて、「周辺状況の要件」に当たる事項を比較し、メリット・デメリットとして整理。</p> <p>○ また、エリアのメリット・デメリットを整理しやすくするため、エリア内の中核となる施設（案）を次の指標で選定。</p> <p>ア 自衛隊・消防の集結場所となっている施設</p> <p>イ （アがない場合）エリア内の他施設と比較して利用可能な敷地が広い施設</p> <p>※ なお、盛岡エリアは「広域支援拠点」として位置付け、県災害対策本部を中核とする。</p>	<p>□ 広域支援拠点の配置要件のエ（交通アクセスが良く、かつ代替輸送路が確保できる）及びオ（行政機関、公共機関が多く集積）</p> <p>□ 後方支援拠点の配置要件のウ（必要な交通網が確保）</p>

表 2-3 1次選定及び2次選定の具体的な内容（続き）

	内 容	配置要件（表 1-4）
2 次 選 定	○ 1次選定で残った施設及びエリアについて、広域防災拠点の配置地域に求められる要件（表 1-5）に基づき、被災地への近接性、広域支援拠点との連携、沿岸部と内陸部との中間エリア、付与可能な機能の状況などを総合的に考慮した上で、最終的に配置エリアを抽出。	□ 後方支援拠点の配置要件のエ（広域支援拠点との連携が容易な立地）及びオ（沿岸部と内陸部の中間エリア） ※ 配置要件のカについては、今後市町村と協議予定。

- 2次選定の対象とした14エリアに係る評価は、表 2-4 のとおりである（なお、この14エリア内の施設は、1次選定-①で、想定する災害による被災する危険性はないことを評価済である）。

表2-4 2次選定の対象とした14エリアの評価

エリア		1次選定の結果			被災地への近接性、広域支援拠点との連携、内陸部と沿岸部との中間エリア	付与可能な機能の状況
名称	施設数	エリア評価 (1次選定-②)	エリアのメリット (1次選定-③)	エリアのデメリット (1次選定-③)		
盛岡 (盛岡市、 滝沢市、 雫石町、 矢巾町)	9	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県災害対策本部へのアクセス性が良い。 ・ 国道46号(1次緊急輸送路線)により秋田県方面とのアクセス性も良い。 ・ 宮古盛岡横断道の整備により沿岸部とのアクセス性が向上する。 ・ 消防学校や岩手医科大など災害支援機能を備えている施設がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊・消防において、あらかじめ指定された集結拠点が無い。 	<p>【被災地への近接性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災想定地域(内陸地震(出店断層帯)、津波、火山)へ高規格道路でアクセス可能である。 ・ 被災想定地域(内陸地震(花巻断層帯))に近接したエリアである。 <p>※ 盛岡エリアは広域支援拠点の候補エリア。</p>	全ての機能を付与可能
葛巻 (葛巻町)	5	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中核施設*の前面道路は緊急輸送道路(第2次路線)である。 <p>※ エリア内で、自衛隊・消防において、あらかじめ指定された集結拠点となつてい</p> <p>る施設又は人・物が集まりやすいと想定される施設のこと(以下同じ)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高規格道路から離れており、ややアクセス性が劣る。 ・ 自衛隊・消防において、あらかじめ指定された集結拠点が無い。 	<p>【被災地への近接性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災想定地域(内陸地震、津波、火山)に近接したエリアである。 <p>【広域支援拠点との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 盛岡エリアまでの移動時間が約60分であり、広域支援拠点との連携が容易なエリアである。 <p>【内陸と沿岸の中間エリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定する内陸・沿岸双方の災害の被災地への支援が可能エリアである。 	全ての機能を付与可能
岩手 (岩手町)	2	△	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道4号(1次緊急輸送路線)により広域支援拠点(県央)へのアクセス性が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高規格道路から離れており、ややアクセス性が劣る。 ・ 非常用電源設備が整備されていない。 ・ 自衛隊・消防において、あらかじめ指定された集結拠点が無い。 ・ 中核施設の前面道路は市道である。 	<p>【被災地への近接性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災想定地域(内陸地震(花巻断層帯)、津波、火山)に近接したエリアである。 <p>【広域支援拠点との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 盛岡エリアまでの移動時間が約30分であり、広域支援拠点との連携が容易なエリアである。 <p>【内陸と沿岸の中間エリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定する内陸・沿岸双方の災害の被災地への支援が可能エリアである。 	支援物資の受入・分配機能以外は付与可能

表 2-4 2次選定の対象とした14エリアの評価（その2）

エリア 名称	施設数	1次選定の結果			被災地への近接性、広域支援拠点との連携、内陸部と沿岸部との中間エリア	付与可能な機能の状況
		エリア評価 (1次選定-②)	エリアのメリット (1次選定-③)	エリアのデメリット (1次選定-③)		
花巻 (花巻市)	3	○	<ul style="list-style-type: none"> 花巻空港を有しており、空路での物資輸送にも有利である。 東北道と横断道の結節点に位置しており、多方面からのアクセス性に優れる。 国道4号(1次緊急輸送路線)により広域支援拠点へのアクセス性が良い。 沿岸部や内陸南北部へもアクセス性が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊・消防において、あらかじめ指定された集結拠点が無い。 	<p>【被災地の近接性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災想定地域(内陸地震)に近接したエリアである。 被災想定地域(津波、火山)へ高規格道路でアクセス可能である。 <p>※ 花巻エリアは広域支援拠点の候補エリア。</p>	全ての機能を付与可能
遠野 (遠野市)	3	○	<ul style="list-style-type: none"> 横断道(高規格道路)により広域支援拠点(県央)へのアクセス性が良い。 沿岸部へも内陸部へもアクセス性が良い。 中核施設の前面道路は緊急輸送道路(第1次路線)である。 広域防災拠点として必要な機能を満たしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 花巻空港へのルートに連続雨量通行止め区間がある(横断道)。 	<p>【被災地への近接性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災想定地域(内陸地震、津波、火山)へ高規格道路でアクセス可能である。 <p>【広域支援拠点との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛岡エリアまでの移動時間が約70分であり、広域支援拠点との連携が容易なエリアである。 <p>【内陸と沿岸の中間エリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定する内陸・沿岸双方の災害の被災地への支援が可能エリアである。 	全ての機能を付与可能
北上 (北上市、 金ケ崎 町)	3	○	<ul style="list-style-type: none"> 東北道と横断道の結節点に位置しており、多方面からのアクセス性に優れる。 東北道(高規格道路)により広域支援拠点(県央)へのアクセス性が良い。 沿岸部へも内陸部へもアクセス性が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾へのルートに連続雨量通行止め区間がある(横断道)。 中核施設の前面道路は市道である。 	<p>【被災地への近接性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災想定地域(内陸地震)に近接したエリアである。 被災想定地域(津波、火山)へ高規格道路でアクセス可能である。 <p>【広域支援拠点との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛岡エリアまでの移動時間が約50分(東北道使用)であり、広域支援拠点との連携が容易なエリアである。 	全ての機能を付与可能

表 2-4 2次選定の対象とした14エリアの評価（その3）

エリア 名称	1次選定の結果			被災地への近接性、広域支援拠点との連携、内陸部と沿岸部との中間エリア	付与可能な機能の状況	
	施設数	エリア評価 (1次選定-②)	エリアのメリット (1次選定-③)			エリアのデメリット (1次選定-③)
(北上)						
奥州 (奥州市)	4	△ (全ての施設に非常用電源設備がなく、災害時の継続的な利用が困難)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東北道と横断道の結節点に位置しており、多方面からのアクセス性に優れる。 ・ 東北道（高規格道路）により広域支援拠点（県央）へのアクセス性が良い。 ・ 沿岸部へも内陸部へもアクセス性が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾へのルートに連続雨量通行止め区間がある（横断道）。 ・ 中核施設の前面道路は市道である。 	<p>【内陸と沿岸の中間エリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定する内陸・沿岸双方の災害の被災地への支援が可能エリアである。 <p>【被災地への近接性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災想定地域（内陸地震）に近接したエリアである。 ・ 被災想定地域（津波、火山）へ高規格道路でアクセス可能である。 <p>【広域支援拠点との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 盛岡エリアまでの移動時間が約60分（東北道使用）であり、広域支援拠点との連携が容易なエリアである。 <p>【内陸と沿岸の中間エリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定する内陸・沿岸双方の災害の被災地への支援が可能エリアである。 	<p>平常時における物資・資機材の備蓄機能及びヘリコプター基地・展開機能のみ付与可能</p>
一関西 (一関市)	3	△ (全ての施設に非常用電源設備がなく、災害時の継続的な利用が困難)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城県方面からのアクセス性が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用電源設備が整備されていない。 ・ 中核施設の前面道路は市道である。 	<p>【被災地への近接性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災想定地域（内陸地震（出店断層帯））に近接したエリアである。 ・ 被災想定地域（内陸地震（花巻断層帯）、火山災害、津波災害）へ高規格道路でアクセス可能である。 <p>【広域支援拠点との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 盛岡エリアまでの移動時間が約90分であり、広域支援拠点との連携が容易なエリアではない。 <p>【内陸と沿岸の中間エリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定する内陸・沿岸双方の災害の被災地への支援が可能エリアである。 	<p>支援物資の受入・分配機能以外は付与可能</p>

表 2-4 2次選定の対象とした14エリアの評価（その4）

エリア 名称	施設数	1次選定の結果			被災地への近接性、広域支援拠点との連携、内陸部と沿岸部との中間エリア	付与可能な機能の状況
		エリアの評価 (1次選定-②)	エリアのメリット (1次選定-③)	エリアのデメリット (1次選定-③)		
一関東 (一関市)	2	△ (全ての施設に非常用電源設備がなく、災害時の継続的な利用が困難)	<ul style="list-style-type: none"> 廃校があり、通常利用がほぼないため、拠点施設として専用利用がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 高規格道路から離れておりアクセス性がやや劣る。 中核施設の前面道路は市道である。 非常用電源設備が整備されていない。 	<p>【被災地への近接性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災想定地域（津波・沿岸南部）に近接したエリアである。 被災想定地域（内陸地震、火山）に遠い。 <p>【広域支援拠点との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛岡エリアまでの移動時間が約120分であり、連携が容易なエリアではない。 <p>【内陸と沿岸の中間エリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定する内陸・沿岸双方の災害の被災地への支援が可能なエリアである。 	全ての機能を付与可能
岩泉 (岩泉町)	2	△ (全ての施設に非常用電源設備がなく、災害時の継続的な利用が困難)	<ul style="list-style-type: none"> 中核施設の前面道路は緊急輸送道路（第2次路線）である。 沿岸部へのアクセス性が良い。 三陸道と宮古盛岡横断道の整備により内陸部とのアクセス性が向上する。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用電源設備が整備されていない。 	<p>【被災地への近接性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災想定地域（津波）に近接したエリアである。 被災想定地域（内陸地震、火山）に遠い。 <p>【広域支援拠点との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛岡エリアまでの移動時間が約120分であり、連携が容易なエリアではない。 <p>【内陸と沿岸の中間エリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定する内陸の災害の被災地には距離が遠いエリアである。 	全ての機能を付与可能
久慈 (久慈市)	2	△ (全ての施設に非常用電源設備がなく、災害時の継続的な利用が困難)	<ul style="list-style-type: none"> 三陸道の整備により青森県方面からのアクセス性が向上する。 沿岸部へのアクセス性が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用電源設備が整備されていない。 中核施設の前面道路は市道である。 内陸部へのアクセス性はやや劣る。 	<p>【被災地への近接性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災想定地域（津波）に近接したエリアである。 被災想定地域（内陸地震、火山）に遠い。 <p>【広域支援拠点との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛岡エリアまでの移動時間が約180分であり、連携が容易なエリアではない。 <p>【内陸と沿岸の中間エリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定する内陸の災害の被災地には距離が遠いエリアである。 	支援物資の受入・分配機能以外は付与可能

表2-4 2次選定の対象とした14エリアの評価（その5）

エリア		1次選定の結果			被災地への近接性、広域支援拠点との連携、内陸部と沿岸部との中間エリア	付与可能な機能の状況
名称	施設数	エリア評価 (1次選定-②)	エリアのメリット (1次選定-③)	エリアのデメリット (1次選定-③)		
二戸 (二戸市、 一戸町)	7	○	<ul style="list-style-type: none"> 青森県方面からのアクセス性が良い。 東北道（高規格道路）により広域支援拠点（県央）へのアクセス性が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊・消防において、あらかじめ指定された集結拠点が無い。 	<p>【被災地への近接性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災想定地域（内陸地震、火山）まで高規格道路でアクセス可能である。 被災想定地域（津波・久慈）に近接したエリアである。 <p>【広域支援拠点との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛岡エリアまでの移動時間が約60分（高速道路使用）であり、広域支援拠点との連携が容易なエリアである。 <p>【内陸と沿岸の中間エリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定する内陸・沿岸双方の災害の被災地への支援が可能エリアである。 	全ての機能を付与可能
普代 (普代村)	1	△ (全ての施設に非常用電源設備がなく、災害時の継続的な利用が困難)	<ul style="list-style-type: none"> 中核施設の前面道路は緊急輸送道路（第1次路線）である。 沿岸部へのアクセス性が良い。 1施設で拠点として機能し得るため、コンパクトな拠点として整備できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用電源設備が整備されていない。 内陸部へのアクセス性はやや劣る。 	<p>【被災地への近接性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災想定地域（津波）に近接したエリアである。 被災想定地域（内陸地震、火山）に遠い。 <p>【広域支援拠点との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛岡エリアまでの移動時間が約180分であり、連携が容易なエリアではない。 <p>【内陸と沿岸の中間エリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定する内陸の災害の被災地へは距離が遠いエリアである。 	全ての機能を付与可能
軽米 (軽米町)	1	△ (全ての施設に非常用電源設備がなく、災害時の継続的な利用が困難)	<ul style="list-style-type: none"> 青森県方面からのアクセス性が良い。 東北道（高規格道路）により広域支援拠点（県央）へのアクセス性が良い。 1施設で拠点として機能し得るため、コンパクトな拠点として整備できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用電源設備が整備されていない。 自衛隊・消防において、あらかじめ指定された集結拠点が無い。 中核施設の前面道路は市道である。 	<p>【被災地への近接性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災想定地域（内陸地震、火山）へは高規格道路でアクセス可能である。 被災想定地域（津波・久慈）に近接したエリアである。 <p>【広域支援拠点との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛岡エリアまでの移動時間が約90分であり、連携が容易なエリアではない。 	支援物資の受入・分配機能以外は付与可能

表2-4 2次選定の対象とした14エリアの評価（その6）

エリア 名称	施設数	1次選定の結果			被災地への近接性、広域支援拠点との連携、内陸部と沿岸部との中間エリア	付与可能な機能の状況
		エリア評価 (1次選定-②)	エリアのメリット (1次選定-③)	エリアのデメリット (1次選定-③)		
(軽米)					<p>【内陸と沿岸の中間エリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定する内陸・沿岸双方の被災地への支援が可能なエリアである。 	

(2) 広域防災拠点の配置箇所

- 表 2-3 の 14 エリアについて、整備構想で示した広域防災拠点の配置地域及び当該地域に求められる要件（表 1-4 及び表 1-5）及び広域防災拠点に備えるべき機能の付与の可能性を基に総合的に評価した結果、広域防災拠点の配置箇所は、広域支援拠点を盛岡・花巻エリア、後方支援拠点を県南部が遠野エリア及び北上エリア、県北部が葛巻エリア、二戸エリアとする。
- 上記のエリアを広域防災拠点として選定した理由は、表 2-5 のとおりである。

表 2-5 広域防災拠点エリアの選定理由

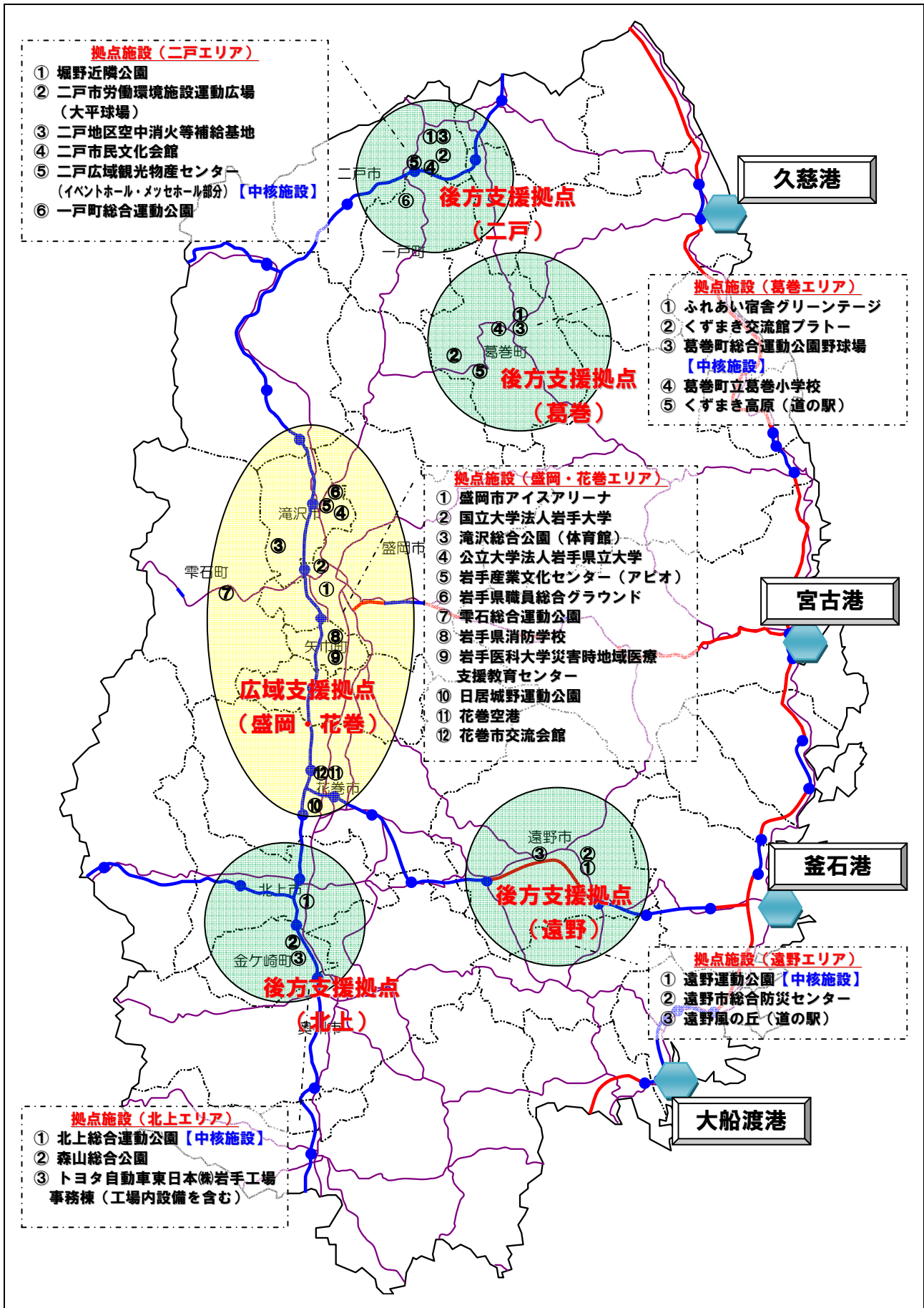
エリア名	選定理由
<p style="text-align: center;">盛岡・花巻 【広域支援拠点（県中部）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ エリア内の拠点施設は、想定する大規模災害（地震、津波、火山）による被災の危険性がないこと（配置要件ア）。 ○ 岩手県消防学校、岩手医科大学、花巻空港など広域支援拠点としての機能を備えている施設があり、また、必要な通信手段、電気・水等も確保できることから、災害時にも利用可能なこと（配置要件イ・ウ）。 ○ 東北自動車道の結節点であり、花巻空港も立地していることから県内外からの交通アクセスが良く、代替輸送路も確保できること（配置要件エ）。 ○ 県災害対策本部があり、国の出先機関や電力・通信等の公共機関も多く立地していること（配置要件オ）。 ○ 高規格道路により、想定する地震、津波、火山などの大規模災害の被災地に対してアクセスすることが可能であること。
<p style="text-align: center;">二戸 【後方支援拠点（県北部）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ エリア内の拠点施設は、想定する大規模災害（地震、津波、火山）による被災の危険性がないこと（配置要件ア）。 ○ 後方支援拠点の機能を付与可能な施設があり、災害時においても利用可能なこと（配置要件イ）。 ○ 被災地支援のための「人」や「物」の移動に必要な道路が整備されており、被災地へのアクセス性も良いこと。また、青森方面からのアクセス性も優れている（配置要件ウ）。 ○ 盛岡エリアまでの移動時間が約 60 分程度（高速道路使用）であり、広域支援拠点との連携が容易な立地にあること（配置要件エ）。 ○ 内陸部と沿岸部との中間エリアではないが、想定する大規模災害に対して、広域支援拠点と連携し、効率的に対応することが可能な立地にあること（配置要件オ）。

表 2-5 広域防災拠点エリアの選定理由（続き）

エリア名	選定理由
<p>葛巻 【後方支援拠点（県北部）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ エリア内の拠点施設は、想定する大規模災害（地震、津波、火山）による被災の危険性がないこと（配置要件ア）。 ○ 後方支援拠点の機能を付与可能な施設があり、災害時においても利用可能なこと（配置要件イ）。 ○ 被災地支援のための「人」や「物」の移動に必要な道路が整備されており、被災地へのアクセス性も良いこと（配置要件ウ）。 ○ 盛岡エリアまでの移動時間が約 60 分程度であり、広域支援拠点との連携が容易なエリアであること（配置要件エ）。 ○ 想定する県北地域における内陸部と沿岸部との中間エリアである（配置要件オ）。
<p>遠野 【後方支援拠点（県南部）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ エリア内の拠点施設は、想定する大規模災害（地震、津波、火山）による被災の危険性がないこと（配置要件ア）。 ○ 後方支援拠点の機能を付与可能な施設があり、災害時においても利用可能なこと（配置要件イ）。 ○ 被災地支援のための「人」や「物」の移動に必要な道路が整備されており、被災地へのアクセス性も良いこと（配置要件ウ）。 ○ 盛岡エリアまでの移動時間が約 70 分程度であり、広域支援拠点との連携が容易なエリアであること（配置要件エ）。 ○ 想定する内陸・沿岸双方の災害の被災地への支援が可能なエリアであること（配置要件オ）。 ○ 東日本大震災津波において、沿岸被災地の後方支援基地として活動した実績があること。
<p>北上 【後方支援拠点（県南部）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ エリア内の拠点施設は、想定する大規模災害（地震、津波、火山）による被災の危険性がないこと（配置要件ア）。 ○ 後方支援拠点の機能を付与可能な施設があり、災害時においても利用可能なこと（配置要件イ）。 ○ 被災地支援のための「人」や「物」の移動に必要な道路が整備されており、東北自動車道等の交通結節点でもあるので、秋田・宮城方面からのアクセス性に優れていること（配置要件ウ）。 ○ 盛岡エリアまでの移動時間が約 60 分程度であり、広域支援拠点との連携が容易なエリアであること（配置要件エ）。 ○ 想定する内陸・沿岸双方の災害の被災地への支援が可能なエリアであること（配置要件オ）。

➤ 広域防災拠点の配置イメージは、図 2-2 のとおりである。

図2-2 広域防災拠点の配置イメージ



(3) 広域防災拠点を構成する施設

- 上記(2)で選定した広域支援拠点及び後方支援拠点を構成する施設として位置付ける施設は、活用可能施設調査を実施した施設のうち、施設の安全性や避難所指定等の状況を踏まえ、表2-6のとおりとする。

表2-6 広域支援拠点及び後方支援拠点を構成する施設

エリア名	施設名（所在市町村）
盛岡・花巻 【広域支援拠点（県中部）】 (12施設)	盛岡市アイスアリーナ、国立大学法人岩手大学（以上盛岡市）、滝沢総合公園、公立大学法人岩手県立大学、岩手産業文化センター・アピオ、岩手県職員総合グラウンド（以上滝沢市）、雫石総合運動公園（雫石町）、岩手県消防学校、岩手医科大学災害時地域医療支援教育センター（以上上矢町）、日居城野運動公園、花巻空港、花巻市交流会館（以上花巻市）
二戸 【後方支援拠点（県北部）】 (6施設)	堀野近隣公園、二戸市労働環境施設運動広場（大平球場）、二戸地区空中消火等補給基地、二戸市民文化会館、二戸広域観光物産センター（イベントホール・メッセホール部分）（以上二戸市）、一戸町総合運動公園（一戸町）
葛巻 【後方支援拠点（県北部）】 (5施設)	ふれあい宿舎グリーンテージ、くずまき交流館プラトー、葛巻町総合運動公園、葛巻町立葛巻小学校、くずまき高原（道の駅）（いずれも葛巻町）
遠野 【後方支援拠点（県南部）】 (3施設)	遠野運動公園、遠野市総合防災センター、遠野風の丘（いずれも遠野市）
北上 【後方支援拠点（県南部）】 (3施設)	北上総合運動公園（北上市）、森山総合公園、トヨタ自動車東日本（株）岩手工場事務棟（工場内設備を含む）（以上金ケ崎町）

(4) 広域防災拠点と市町村防災拠点施設等との連携

- 広域防災拠点は、より効果的に被災地支援が展開できるよう、市町村の災害対策本部や防災拠点との連携を図るものとする。
- 表2-6に掲げるものを除く9エリア内の施設については、当該エリアや隣接するエリアで災害が発生した場合、市町村の防災拠点（物資の2次集積所等）として活用されることが想定されることから、災害発生時においては、例えば、支援物資の需給調整や自衛隊等の一時滞在等を行うなど、広域防災拠点との連携を進めていくこととする。また、東日本大震災津波からの復興に取り組む沿岸市町村のほか、防災力強化に取り組む内陸市町村においても、新たな防災拠点づくりが進むことも想定されることから、市町村における新たな防災拠点整備にも対応し、広域防災拠点との連携を図っていくこととする。
- さらに、隣接県等において大規模災害が発生した場合、市町村、隣接県、国との円滑かつ適切な応援が行えるよう、隣接県の広域防災拠点や県境に位置する市町村の防災拠点との連

携を図っていくこととする。

- なお、東日本大震災津波における実績を踏まえ、「海」からの応援要員・物資等が被災地へ展開・輸送するための受入窓口として、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港を位置付け、広域防災拠点や周辺市町村の防災拠点との連携を図ることとする。

3 広域防災拠点の機能

- 上記2(3)で選定した広域支援拠点及び後方支援拠点の構成施設に付与する基本的な機能は、表2-7のとおりである。
- なお、構成施設に付与する機能は、活用可能施設調査結果を踏まえて設定したものであり、今後、市町村等と調整し、決定するものとする。

表 2-7 広域防災拠点の配置箇所及び構成施設に付与する基本的な機能（その 1）

[広域支援拠点（県央部）・1 エリア 12 施設]

エリア	広域防災拠点施設名	所在 市町村	広域防災拠点の機能（人・物・情報）										備考	
			ベースキャンプ・ 現地活動調整	支援部隊の 現場活動支援	災害医療活動 支援	広域医療搬送 拠点	物資・資機材 の備蓄	支援物資の 受入・分配	ヘリコプター 基地・展開	情報収集 伝達				
盛岡・花巻	盛岡市アイアリーナ	盛岡市		○				○						
	国立大学法人岩手大学	盛岡市	○ <small>(NPO・ボランティア等) の機能</small>											
	滝沢総合公園	滝沢市		○				○			○			
	公立大学法人岩手県立 大学	滝沢市	○ <small>(NPO・ボランティア等) の機能</small>											
	岩手産業文化センター (アピオ)	滝沢市		○				○		○	○			
	岩手県職員総合グラウ ンド	滝沢市		○										アピオと一 体的に活用
	雫石総合運動公園	雫石町							○			○		
	岩手県消防学校	矢巾町		○				○		○	○	○		
	岩手医科大学災害時地 域医療支援教育センター	矢巾町		○				○		○	○	○		
	日居城野運動公園	花巻市										○		
	花巻空港	花巻市		○				○		○	○	○		
	花巻市交流会館	花巻市		○				○		○	○	○		

※ なお、構成施設に付与する機能は、活用可能施設調査結果を踏まえて設定したものであり、今後、市町村等と調整し、決定するものとする。

表 2-7 広域防災拠点の配置箇所及び構成施設に付与する基本的な機能（その 2）

[後方支援拠点（県北部）・2エリア 11 施設]

エリア	広域防災拠点施設名	所在 市町村	広域防災拠点の機能（人・物・情報）										備考				
			ベースキャンプ・ 現地活動調整	支援部隊の 現場活動支援	災害医療活動 支援	広域医療搬送 拠点	物資・資機材 の備蓄	支援物資の 受入・分配	ヘリコプター 基地・展開	情報収集 伝達							
二戸	堀野近隣公園	二戸市															
	二戸市労働環境施設運 動広場（大平球場）	二戸市	○														
	二戸地区空中消火等補 給基地	二戸市	○														
	二戸市民文化会館	二戸市	○							○							
	二戸広域観光物産センター (イベントホール・メッセホール部分)	二戸市	○								○					中核施設	
	一戸町総合運動公園	一戸町	○														
	ふれあい宿舎グリーン テージ	葛巻町	○														
	くずまき交流館プラトー	葛巻町	○														
	葛巻町総合運動公園	葛巻町	○														中核施設
	葛巻町立葛巻小学校	葛巻町	○														
くずまき高原（道の駅）	葛巻町	○															

※ 各エリアの「中核施設」が中心となり、他施設と連携の上、後方支援拠点として運用。

※ なお、構成施設に付与する機能は、活用可能施設調査結果を踏まえて設定したものであり、今後、市町村等と調整し、決定するものとする。

表 2-7 広域防災拠点の配置箇所及び構成施設に付与する基本的な機能（その3）

[後方支援拠点（県南部）・2エリア6施設]

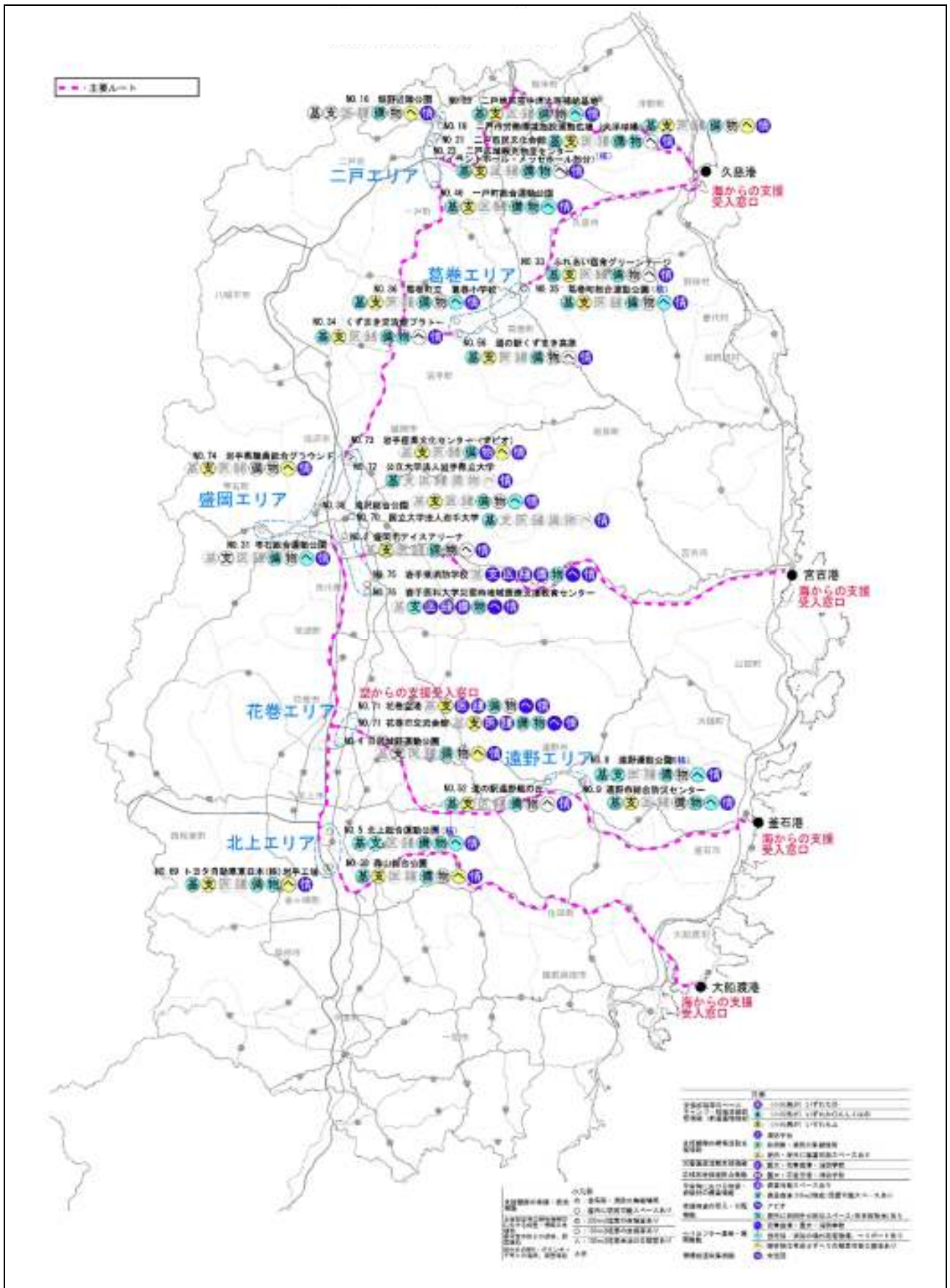
エリア	広域防災拠点施設名	所在 市町村	広域防災拠点の機能（人・物・情報）										備考	
			ベースキャンプ・ 現地活動調整	支援部隊の 現場活動支援	災害医療活動 支援	広域医療搬送 拠 点	物資・資機材 の 備 蓄	支援物資の 受入・分配	ヘリコプター 基地・展開	情報収集 伝 達				
遠野	遠野運動公園	遠野市	○	○			○				○		○	中核施設
	遠野市総合防災センター	遠野市	○	○				○						遠野運動公園と 一体的な活用
	遠野風の丘（道の駅）	遠野市	○	○				○						
北上	北上総合運動公園	北上市	○	○				○					○	中核施設
	森山総合公園	金ケ崎町	○	○				○					○	
	トヨタ自動車東日本(株) 岩手工場事務棟(工場内 設備を含む)	金ケ崎町	○	○				○					○	

※ 各エリアの「中核施設」が中心となり、他施設と連携の上、後方支援拠点として運用。

※ なお、構成施設に付与する機能は、活用可能施設調査結果を踏まえて設定したものであり、今後、市町村等と調整し、決定するものとする。

➤ また、広域支援拠点及び後方支援拠点の構成施設に付与する機能を図示すると、図 2-3 のとおりとなる。

図 2-3 施設利用想定イメージ図



第3章 広域防災拠点の運用等

本章では、第2章で選定した広域防災拠点の運用基準及び国・他県・市町村との連携体制並びに必要な設備等の整備について定める。

なお、具体的な運用方法及び連携体制については、本章に基づき別途作成する「岩手県広域防災拠点運用マニュアル（仮称）」の中で定めるものとする。

1 広域防災拠点の運用基準

- 想定される大規模災害が発生した場合、次のような手順や役割分担等により、広域防災拠点の運用を行うこととする。

(1) 広域防災拠点の平時及び災害時の活用

- 広域防災拠点は、既存施設の活用を基本としていることから、平時においては施設本来の活用を行うこととし、当該施設の所有者又は管理者が、広域防災拠点の備蓄品及び資機材並びに通信機器等を含めて維持管理することを基本とする。なお、維持管理方針及び維持管理に要する費用負担については、別途、県と当該施設の所有者又は管理者との間で協議して決めることとする。
- 想定する大規模災害が発生した場合、県は、施設の所有者又は管理者と協議・調整し、当該施設を広域防災拠点施設として活用することとし、県災害対策本部の指示（県災害対策本部各部の指示を含む。以下この章において同じ。）の下、被災地の後方支援活動の拠点となるものとする。

(2) 広域防災拠点の開設及び廃止基準

- 広域防災拠点は、表3-1に掲げる基準に該当する場合に開設する。

表3-1 広域防災拠点の開設基準

大規模災害	開設基準
地震災害	県内に震度6弱以上の地震が発生し、県災害対策本部3号配備（全職員配備体制）が発令された場合
津波災害	大津波警報が発表され、県災害対策本部3号配備（全職員配備体制）が発令された場合
火山災害	岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4以上が発表され、県災害対策本部3号配備（全職員配備体制）が発令された場合
その他	県内外で大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部の全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき

- 広域防災拠点は、表3-2のア又はイに該当すると認める場合に、廃止する。

表 3 - 2 広域防災拠点の廃止基準

廃止基準	備考
ア 本部長が、県の地域に災害が発生するおそれなくなったと認めるとき	県災害対策本部規程に定める災害対策本部の廃止基準に準じる。
イ 本部長が、おおむね災害応急対策を終了したと認めるとき	

(3) 県災害対策本部との連携

- 広域防災拠点は、県災害対策本部の指示の下、各機能に応じた後方支援活動を実施するものとする。
- 県災害対策本部支援室対策班に、広域防災拠点の開設・運用等の指示・調整を行う担当を新たに設置することとし、広域防災拠点の事務局と連携を密にし、対応することとする。
- なお、県災害対策本部を廃止した場合において、被災地支援の観点から、引き続き、広域防災拠点の運営が必要である場合には、県総合防災室長の調整の下、広域防災拠点としての活動を継続するものとする。

(4) 広域防災拠点の事務局の構成員

- 広域支援拠点の運営については、県災害対策本部支援室対策班を中心に行うものとし、県災害対策本部支援室員又は関係各部職員を派遣し、市町村や防災関係機関との連絡調整等を行うものとする。
- また、後方支援拠点には、県、市町村、拠点施設管理者で構成する事務局を設置し、相互に役割分担を図り、連携・調整しながら、後方支援拠点の運営を行うものとする。なお、事務局構成員の役割は、表 3 - 3 のとおりとする。

表 3 - 3 後方支援拠点の事務局構成員の役割

事務局構成員	役割	備考
県	事務局の総括、県災害対策本部との連絡調整等	広域・地方支部の職員
市町村	市町村災害対策本部等との連絡調整等	施設が立地する区域を所管する市町村
拠点施設管理者	拠点施設の維持管理	

- 事務局の構成員のうち、県職員については、原則として、広域支部の担当課長級の職員とする。なお、事務局の構成員の範囲及び役割分担、意思決定の範囲、構成員をどのような職位の職員とするのか等については、別途関係機関等と協議の上、決定することとする。
- また、後方支援拠点の構成施設のうち中核施設においては、現地活動を円滑に実施するため、事務局と参集する支援部隊等との連絡調整及び情報共有を図る場として「後方支援拠点現地活動連絡調整会議（仮称）」（以下「連絡調整会議」という。）を設定する。
- 連絡調整会議は、表 3 - 4 に掲げる職員等で構成するものとする。

表 3-4 連絡調整会議を構成する関係者（想定）

後方支援拠点	構成する関係者（想定）
「支援部隊のベースキャンプ・現地活動調整機能（前進基地機能）」を備える中核施設	支援部隊（警察、消防、自衛隊、インフラ・公共土木施設の復旧活動部隊等）の代表者、岩手県トラック協会の職員、施設管理者、施設が立地する区域を所管する県災害対策本部広域支部・地方支部及び市町村の職員その他広域防災拠点事務局が県災害対策本部と調整し連絡調整会議への参画が必要であると認めた者

2 国・他県・市町村との連携体制

➤ 本県の広域防災拠点と国・他県・市町村との連携体制については、次に定めるとおりとする。

(1) 広域防災拠点と国との連携

➤ 広域防災拠点は、より効果的に被災地支援を展開することができるよう、大規模災害時に設置される国の現地対策本部と連携を図ることとする。

(2) 広域防災拠点と他県との連携

➤ 災害時における隣接県等からの受援・応援は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」や「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援協定」のほか「岩手県受援応援計画」に基づき実施されることから、広域防災拠点は、より効果的に被災地支援が展開できるよう、隣接県等の担当部局や応援職員のほか、全国知事会や北海道・東北知事会等の事務局と連携を図ることとする。

(3) 広域防災拠点と県内市町村との連携

➤ 広域防災拠点は、第2章2(4)で定めているように、市町村の災害対策本部や防災拠点との連携を図るほか、県内市町村が「大規模災害時における岩手県市町村相互に関する協定」に基づき、被災地への水平支援を展開する場合にも、より効果的に被災地支援が展開できるよう、物資供給等の面で応援を担う市町村及び応援職員と連携を図ることとする。

3 広域防災拠点の連携イメージ及び災害対応イメージ

➤ 広域防災拠点の連携イメージは、図3-1のとおりである。

➤ また、想定する地震災害、津波災害、火山災害（岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山）への広域防災拠点の対応イメージは、図3-2から図3-6までのとおりである。

図3-2 地震災害（花巻断層帯・出店断層帯が動いた場合）への対応イメージ

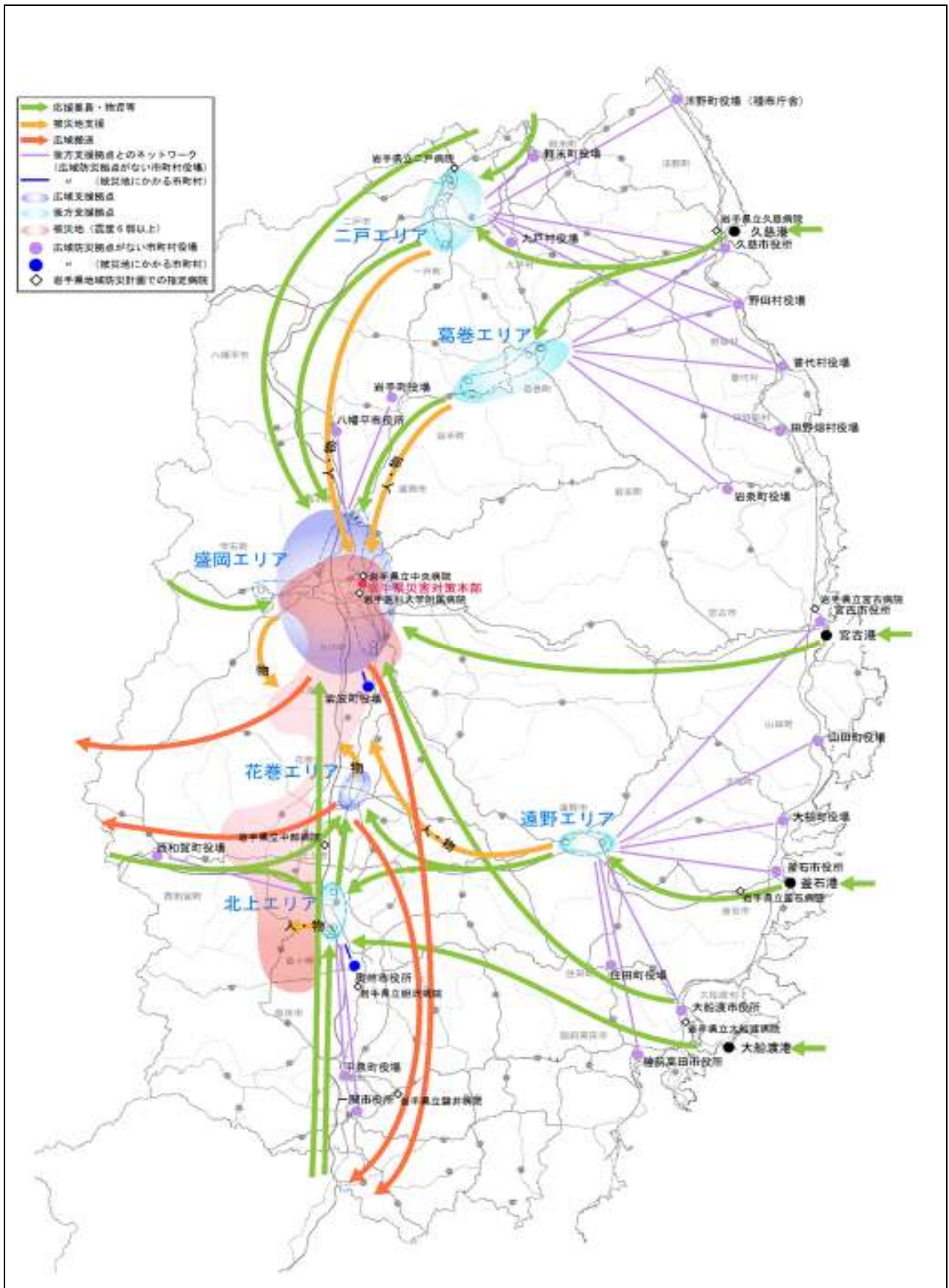


図3-3 津波災害への対応イメージ

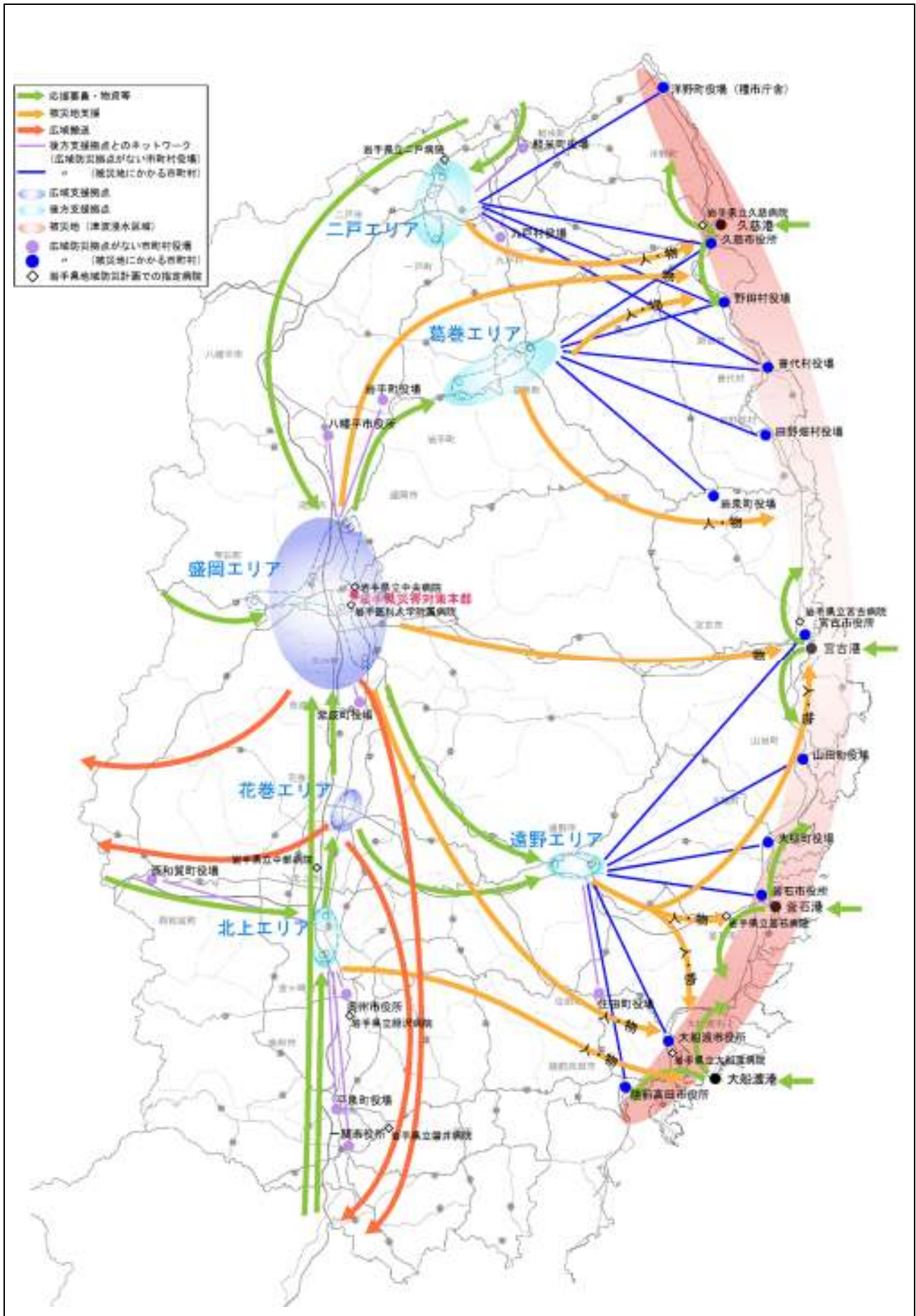


図3-4 火山災害（岩手山）への対応イメージ

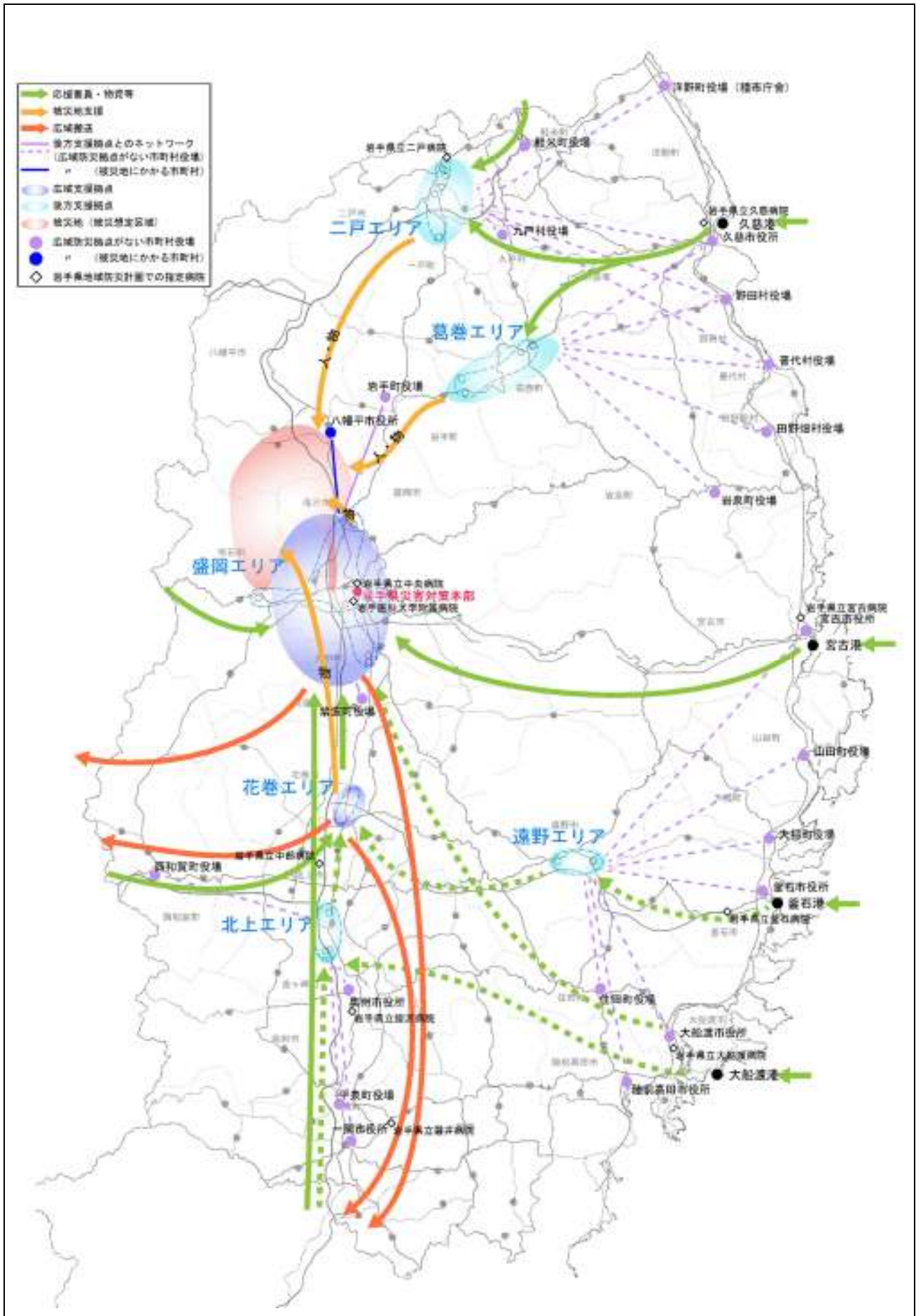


図3-5 火山災害（秋田駒ヶ岳）への対応イメージ

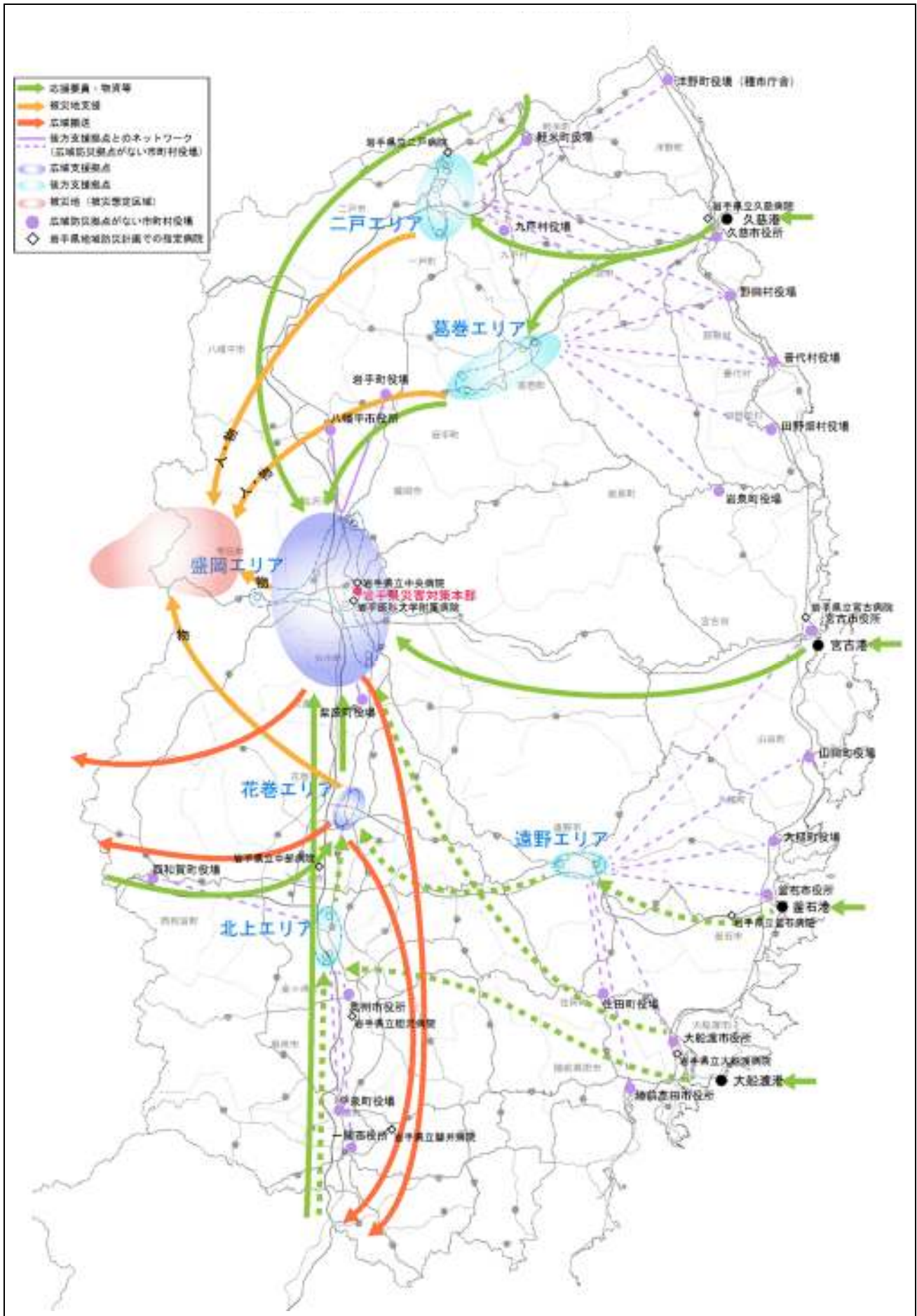
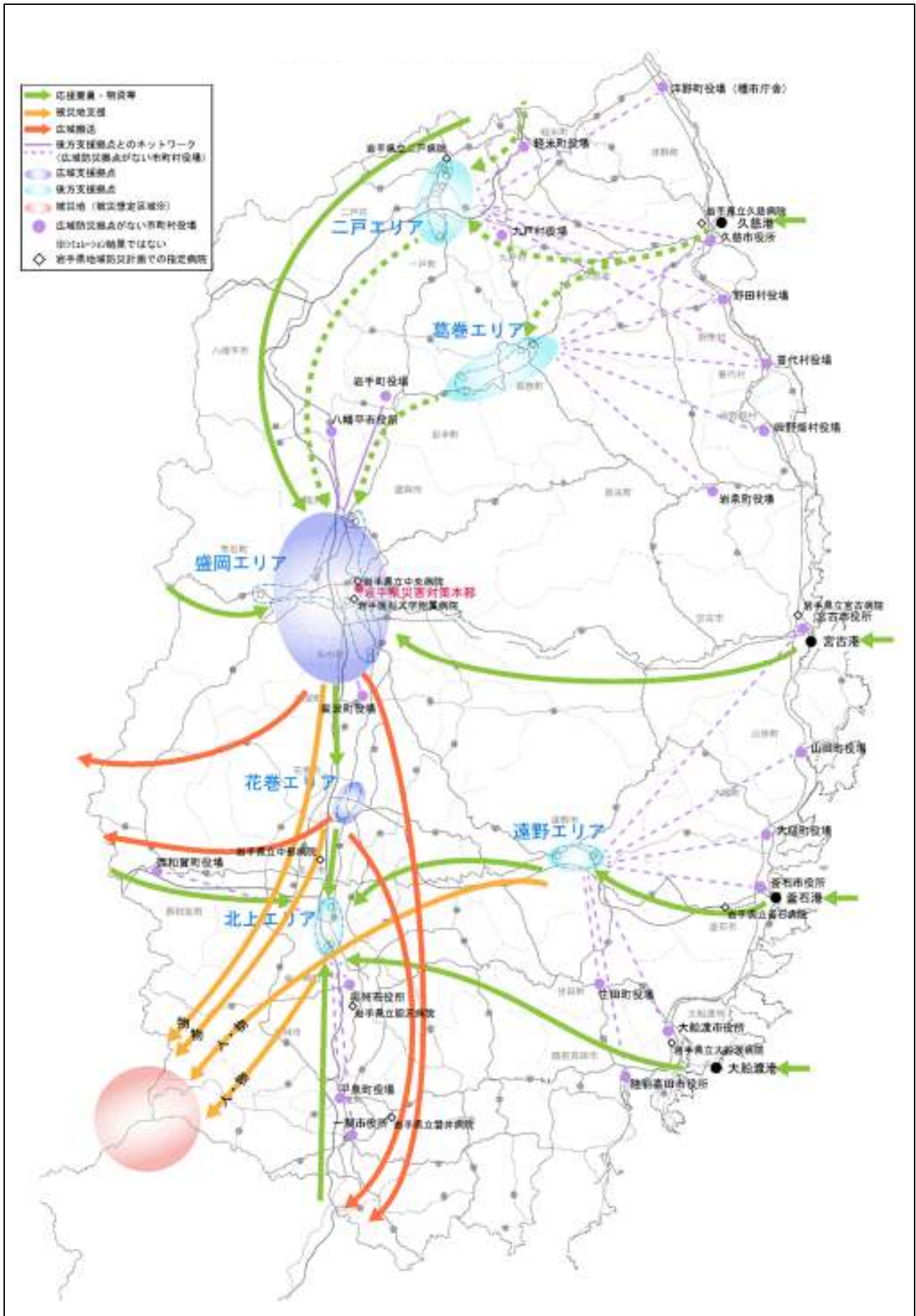


図 3-6 火山災害（栗駒山）への対応イメージ



4 必要な設備等の整備

(1) 基本的な考え方

- 広域防災拠点については、整備構想において、早期に防災体制を確立する必要性や必要最小限のコストで実現可能であることを踏まえ、県内にある既存施設を活用した「分散連携型」の機能配置を前提とすることとしたことから、当該施設の有する設備等を最大限に活用することを基本とする。
- 一方、「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」（平成 24 年 2 月・岩手県）において指摘された課題を踏まえ、広域防災拠点機能のうち「平常時における物資・資機材の備蓄機能」及び「情報収集伝達機能」の二つについては、必要な設備等の整備を行うこととする。
- 「平常時における物資・資機材の備蓄機能」については、東日本大震災津波において、発災当初、水、食料、毛布等の物資が不足したことやアレルギー体質者等への食事等、様々な事情を抱えた被災者への対応ができなかったことなどの課題を踏まえ、広域防災拠点施設において、発災後から物流が回復するまでの間に被災者が必要とする食料、生活必需品等を備蓄する必要がある。
- 「情報収集伝達機能」については、東日本大震災津波において、ケーブルの切断や停電、基地局等の損壊又は流出により通信が途絶し、被害状況や救助要請、支援物資要請等の情報収集が困難になったことから、災害時においても途絶しない通信手段を広域防災拠点に配備し、県災害対策本部と連携した被災地支援を迅速に行う必要がある。
- なお、広域防災拠点においては、市町村の意向を確認し、防災拠点等再生可能エネルギー導入事業の活用により、必要に応じて、非常時の電源等の強化を図るものとする。

(2) 「平常時における物資・資機材の備蓄機能」の整備

- 広域防災拠点においては、県地域防災計画の規定や「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」で指摘された備蓄の在り方についての課題を踏まえ、発災後 3 日間の避難生活に最低限必要となる被災者用の食料、飲料水、毛布、トイレなどの物資を備蓄することとする。
- 備蓄に当たっての想定人数は、東日本大震災津波における県内の避難者数のピークが平成 23 年 3 月 13 日の 54,429 人であったことを踏まえ 55,000 人とし、広域防災拠点における備蓄量は、市町村の備蓄状況及び県民の備蓄想定を基に、市町村や県民等の補完備蓄を行う観点から、別途「岩手県災害備蓄指針」において定めることとする。
- 備蓄場所については、広域防災拠点施設のスペースを活用することを基本とするが、スペースを確保できない場合は、広域防災拠点の運営に参画する県や市町村の庁舎内や備蓄倉庫の設置などを検討することとする。
- なお、備蓄物資については、災害時に被災者に確実に供給できるよう、定期的に維持管理（保管及び点検並びに在庫管理）及び更新を行うこととする。

(3) 「情報収集伝達機能」の整備

- 東日本大震災津波における通信途絶の状況下においても、有力な通信手段として機能した

ことを踏まえ、広域防災拠点（後方支援拠点）に衛星携帯電話を配備することとする。

- 衛星携帯電話は、後方支援拠点を配置する4エリア内の「支援部隊等のベースキャンプ・現地活動調整機能（前進基地機能）」を付与する施設（中核施設）に各1台を配備することとする。
- 配備した衛星携帯電話は、後方支援拠点の運営に参画する県地方支部又は市町村において、平常時から適切に維持管理を行うこととする。

5 運用開始までのスケジュール

(1) 運用マニュアルの作成

- 平成28年度からを目途に全ての拠点が運用できるよう、平成26年度以降、運用開始に向けた準備等を行い、準備が整った拠点から順次運用を開始する（表3-5）。
- 本章で定める運用基準を踏まえ、平成26年度に、広域防災拠点の運営に参画する市町村や防災関係機関と共同で、具体の運用方法及び連携体制について定めた「岩手県広域防災拠点運用マニュアル（仮称）」を作成する。
- 作成したマニュアルを基に、平成27年度に、広域防災拠点の運営に参画する市町村や防災関係機関と共同で実動訓練を行い、訓練結果を基に、マニュアルの検証を図ることとする。

(2) 必要となる設備等の整備

- 広域防災拠点として必要となる設備等の整備は、整備構想に基づき平成26年度から27年度の2箇年で行うことを基本とする。
- 整備内容は、「平常時における物資・資機材の備蓄機能」については、発災後3日間程度の食料、水、毛布、トイレなどの被災者用の備蓄物資を購入し、広域防災拠点施設へ備蓄を行い、また「情報収集伝達機能」については、衛星携帯電話を購入し、後方支援拠点の中核施設等へ配備する。
- なお、「平常時における物資・資機材の備蓄機能」の整備については、備蓄物資の購入には多額の費用を要し、また保存期間（又は有効期限）が満了したものは更新する必要があることから、本県の財政状況を考慮し、経費の平準化を図る観点から平成26年度から平成30年度までの5カ年に分けて行うものとする。

表 3-5 整備スケジュール

区分	H26	H27	H28	H29	H30	備考
広域防災拠点の運用	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> マニュアルの作成及び訓練・検証（市町村等と共同） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; background-color: #ADD8E6;"> 運用開始 </div>					※ 作成したマニュアルに基づき訓練を実施し、検証を行った上で、広域防災拠点としての運用を開始することを基本とするが、準備が整った拠点から順次運用を開始。
「平常時の物資・資機材の備蓄機能」の整備（備蓄物資の購入）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 備蓄物資（食料、水、毛布、トイレなど）を各年度 1/5 ずつ購入し、広域防災拠点へ備蓄 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ※ 広域防災拠点にスペースを確保できない場合は、広域防災拠点の運営に参画する県や市町村の庁舎内や備蓄倉庫の設置などを検討。 </div>					※ 定期的に維持管理（保管及び点検並びに在庫管理）を実施。 ※ 備蓄物資の保存期間が満了したものから順次更新。 ※ 保存期間満了前に、備蓄品を県総合防災訓練等に供出し処分。
「情報収集伝達機能」の整備（衛星携帯電話の配備）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 衛星携帯電話を各年度 2 台ずつ購入し、後方支援拠点へ配備 </div>					※ 衛星携帯電話は、後方支援拠点の運営に参画する県地方支部において、平常時から適切に維持管理。

第4章 中長期的な課題への取組の方向性

本章では、整備構想において、広域防災拠点の整備に当たっての中長期的な課題として整理した事項について、その取組の方向性について定めるとともに、広域防災拠点を構成する施設の将来的な動向に応じた県としての対応のあり方を定めることとする。

1 広域防災拠点の情報収集伝達機能の整備方策

- 広域防災拠点の情報収集伝達機能の整備については、災害時の通信途絶の状況下でも、県災害対策本部や広域防災拠点間で最低限連絡を取ることができるよう、広域防災拠点（後方支援拠点の核施設）に衛星携帯電話を配備することとしたところである。
- 一方、総務省の受託事業で「災害時に簡易な操作で設置が可能な小型地球局（V S A T）」の研究開発事業が実施されているが、本事業で開発される小型地球局（V S A T）が、近い将来、利用可能となれば、当該機器を広域防災拠点施設に配置することで、災害時における情報通信環境の冗長化に大きく寄与することが期待される。
- このため、国や民間の動向を引き続き注視し、当該機器が実用化・汎用化された段階で、広域防災拠点への配置について検討を行うこととする。

2 集中配置型の広域防災拠点整備の方向性

- 整備構想では、全ての機能を1箇所（施設・敷地）に集中して配置する「集中配置型」の広域防災拠点整備については、「広大な施設用地の確保や施設の整備など、多額の整備費を要し、整備までに相当の期間を要することから、整備した場合のメリットや県の財政状況を踏まえつつ、長期的な課題として、国による支援制度の創設の動きなども注視しながら、引き続き、検討を継続していく必要がある」としたところである。
- また、本県の場合、広域防災拠点の司令塔となる災害対策本部（支援室）の設置場所を常設しておらず、事案発生ごとに庁内会議室を活用し設置していることから、広域防災拠点の効率的なオペレーションを発揮するために、集中配置型の広域防災拠点整備と併せて、その充実・強化のあり方について検討する必要がある。
- このため、集中配置型の広域防災拠点整備については、国に対して整備に対する支援制度の創設等を引き続き要望するとともに、各県の状況等を調査しながら、その可能性について中長期的な観点で検討を行っていくこととする。
- また、災害対策本部オペレーション機能の充実・強化については、会議室を利用する現状の形態を維持しつつ、映像機器やパソコン機器、災害情報関係システムとの連携など、オペレーションに必要な不可欠な情報機能の充実・強化を重点に検討を進めていくこととする。

3 広域防災拠点構成施設等の見直し

- 広域防災拠点を構成する施設については、将来的には、大規模な改修又は施設自体の老朽化により活用することが困難となる時期が到来することも想定されるところである。

- また、広域防災拠点を設置するエリア内において、新たに広域防災拠点として活用が見込まれる施設が整備される場合や、構成施設に位置付けていない既存施設において設備等の充実が図られ、広域防災拠点としての活用が可能となる場合も想定される。
- このため、県は、広域防災拠点構成施設を設置する市町村等を対象に定期的にヒアリングを実施し、当該構成施設の将来的な動向の把握のほか、県内における新規施設整備の動向等を把握するものとする。また、県は、具体の配置の検討に資するために行った広域防災拠点活用可能施設調査結果を整理・保存し、3～5年程度ごとに定期的に再調査を行って、その内容の更新を行うものとする。
- 県は、こうしたヒアリング等に基づく施設整備の動向を踏まえ、必要に応じて配置エリアや構成施設等の見直し（機能配置の見直し等、運用面での見直しを含む。）を検討するものとする。